



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月24日水曜日 第1520号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たな土地改良事業の施行の認可.....	1275
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	1275
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1275
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1275
道路の区域変更（県道永木内子線）.....	1276
道路の供用開始（"）.....	1276
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	1276
道路の供用開始（"）.....	1276
道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....	1277
道路の供用開始（"）.....	1277
道路の位置の指定.....	1277

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1277
愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の募集.....	1277

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1279
漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1279

## 告 示

### ○愛媛県告示第2324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・多喜浜新田地区）の施行を平成15年12月12日認可した。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

### ○愛媛県告示第2325号

新居浜市洪水土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・洪水幹線地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・洪水幹線地区）変更計画書の写し
  - (2) 新居浜市洪水土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年12月25日から平成16年1月22日まで
- 3 縦覧場所

新居浜市役所

### ○愛媛県告示第2326号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・鳥越地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・鳥越地区）計画書の写し
  - (2) 今治市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年12月25日から平成16年1月22日まで
- 3 縦覧場所  
今治市役所

### ○愛媛県告示第2327号

玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・法界寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・法界寺地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年12月25日から平成16年1月22日まで
- 3 縦覧場所  
玉川町役場

### ○愛媛県告示第2328号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鶴吉地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんが

- い排水)・鶴吉地区)計画書の写し  
 (2) 松前町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し  
 2 縦覧期間

- 平成15年12月25日から平成16年1月22日まで  
 3 縦覧場所  
 松前町役場

○愛媛県告示第2329号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	永木内子線	喜多郡内子町袋口373番3から 同町袋口387番まで	旧	メートル 4.2~10.2	キロメートル 0.100	
			新	7.6~15.3	0.100	

○愛媛県告示第2330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	永木内子線	喜多郡内子町袋口373番3から 同町袋口387番まで	平成15年12月24日

○愛媛県告示第2331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字竹ノクヒ甲1216番2から 同字甲1216番4まで	旧	メートル 3.8~12.0	キロメートル 0.023	
			新	5.0~14.8	0.023	

○愛媛県告示第2332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成15年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字竹ノクヒ甲1216番2から 同字甲1216番4まで	平成15年12月24日

○愛媛県告示第2333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡御荘町猿鳴232番2地先から 同町猿鳴227番2まで	旧	メートル 2.0～3.7	キロメートル 0.115	
			新	5.8～13.7	0.115	

○愛媛県告示第2334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡御荘町猿鳴232番2地先から 同町猿鳴227番2まで	平成15年12月24日

○愛媛県告示第2335号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。  
平成15年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

川之江市川之江町字田出 317番12、317番13、324番11、324番12、325番3、326番1、326番3、326番4、327番2、327番3及び317番12地先水路

2 申請人の住所氏名

川之江市川之江町 303番地  
薦田 昌博  
川之江市川之江町 325番地  
齊藤 珠枝  
川之江市川之江町 331番地3  
薦田 直彦  
川之江市川之江町 730番地4  
吉田 榮子  
3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成15年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月12日	特定非営利活動法人 ボランティアサポートカード 協会	松 岡 功	松山市永代町9番11（株式会社 進級スクール内）	この法人は社会福祉、文化、自然保護、地域社会の発展、振興支援等の分野で社会貢献活動を行う企業への支援等を通して、不特定多数の市民活動の充実に「産・官・学・民」が協働できる体制づくりに努め、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の募集について

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者を次のとおり募集する。  
平成15年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 愛媛県在宅介護研修センターの概要

1 所在地	松山市末町甲9番地1
2 設置目的	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。
3 建物の構造等	(1) 建物構造 鉄筋コンクリート造銅板ぶき4階建 (2) 敷地面積 1,710.81㎡ (3) 延床面積 1,119.10㎡
4 業 務	(1) 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティア、介護に関する施設の職員等に対する在宅介護の研修(以下「研修」という。)に関する事。 (2) 介護に関する相談に関する事。 (3) 介護に関する情報の提供に関する事。 (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関する事。 (5) その他必要な業務
5 利用時間	午前9時から午後5時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用については、午前9時から翌日の午前9時まで
6 休 館 日	(1) 月曜日 (2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

2 指定管理者の業務

- (1) 愛媛県在宅介護研修センター(以下「センター」という。)の業務の実施に関する事。
- (2) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する事。
- (3) その他知事が定める業務

3 管理の基準

愛媛県在宅介護研修センター管理条例(平成15年愛媛県条例第63号)第4条から第10条までの規定による。

4 指定期間

平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間(予定)

5 申請資格

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人で、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 愛媛県税を滞納している者
  - ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - エ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
- (2) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条(同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

- イ 成年被後見人又は被保佐人
  - ウ 破産者で復権を得ないもの
  - エ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - カ 暴力団の構成員等
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第11項に規定する通所介護等の介護サービス事業を建物内の指定する場所で法人の自主事業として実施することが可能であること。

6 指定管理者の選定方法等

- (1) 選定基準
  - ア センターの管理を適正かつ確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。
  - イ 管理計画書の内容が、センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
  - ウ 県民の平等な利用が確保されること。
  - エ 管理に係る支出計画書の内容が適正で、かつ、経費の縮減が図られるものであること。
  - オ 法人の自主事業として実施する介護サービス事業の計画が適正で、かつ、研修の実施に資するものであること。
- (2) 選定方法
  - 審査会において選考(面接又はプレゼンテーションの実施を予定)の上、議会の議決を経て、指定する。

7 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
- (3) 管理計画書
- (4) 管理に係る支出計画書
- (5) 法人の自主事業として実施する介護サービス事業の実施計画及び収支計画
- (6) 法人の経営状況、活動内容等を説明する書類

8 申請期間

平成15年12月24日(水)から平成16年1月23日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

9 募集要綱の請求先及び申請書の提出先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長寿社会係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号(089)912 2431

10 その他

詳細は、募集要綱による。

**選挙管理委員会告示**

**○愛媛県選挙管理委員会告示第83号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成15年12月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
  - (1) 選挙権を有する者の総数 1 213 ,767
  - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24 276
  - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268 ,962
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松 山 市	380 ,335	126 ,779
今 治 市	95 ,192	31 ,731
宇 和 島 市	49 ,741	16 ,581
八 幡 浜 市	26 ,598	8 ,866
新 居 浜 市	103 ,659	34 ,553
西 条 市	47 ,175	15 ,725
大 洲 市	30 ,788	10 ,263
川 之 江 市	30 ,691	10 ,231
伊 予 三 島 市	30 ,492	10 ,164
伊 予 市	24 ,757	8 ,253
北 条 市	23 ,751	7 ,917
東 予 市	27 ,106	9 ,036
宇 摩 郡	15 ,812	5 ,271
周 桑 郡	19 ,358	6 ,453
越 智 郡	59 ,316	19 ,772
温 泉 郡	33 ,072	11 ,024
上 浮 穴 郡	13 ,377	4 ,459
伊 予 郡	51 ,927	17 ,309
喜 多 郡	25 ,350	8 ,450
西 宇 和 郡	27 ,682	9 ,228
東 宇 和 郡	31 ,473	10 ,491
北 宇 和 郡	42 ,285	14 ,095
南 宇 和 郡	23 ,830	7 ,944

**○愛媛県選挙管理委員会告示第84号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定によ

る解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成15年12月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 選挙権を有する者の総数 22 ,014
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 7 ,338

